

子ども及びその保護者への啓発事業について

令和6年9月 薬務課監視係

1. 子ども及びその保護者への啓発事業
について

2. 令和6年度の当事業について

子ども及びその保護者への啓発事業について

- 子どもの世代で普及率が低いことが指摘されていることから、普及率の底上げを行うべく、令和2年度より、ジェネリック医薬品への切り替えにより100円以上の医療費減額が見込める15歳未満患者を対象として、資材送付による啓発を実施している。
- 令和2年度は福岡市及び北九州市にて、令和3年度より県全域に対象を広げて実施している。

【啓発の概要】

GE使用を促進する啓発用パンフレット及び保険証等に貼付可能なGE希望シールを作成し、対象者に配布。



- 令和5年度の対象者（計6,252人、55市町村）
下記のいずれにも当てはまる者のいる国民健康保険の被保険者世帯
 - ・ 県内の15歳未満
 - ・ GE使用による差額が100円以上（令和4年8月から令和5年7月調剤分）

※ 対象者の抽出は、福岡県国民健康保険団体連合会の御協力のもと実施。

(参考) 啓発資材

○ 送付した啓発資材は、啓発用パンフレット（1種）及びGE希望シール（5種）。

啓発用パンフレット

GEの安全性に関することや、GE選択が社会に貢献できることが記載されたA4サイズ三つ折りのもの

<表面>



<裏面>



GE希望シール（5種）

名刺サイズの台紙に保険証や「子ども医療証」に貼付可能な大きさのシール <5種類のデザインを送付>



1. 子ども及びその保護者への啓発事業
について

2. 令和6年度の当事業について

令和6年度の当事業について

- 前年度までの当事業では、国民健康保険の被保険者のみを啓発対象としていた。
- 啓発対象者の拡大のため、幅広く配布できる機会を用いて配布することとしたい。
- 令和6年度は、以下のとおり実施してはどうか。

○事業内容

- ・県内市町村における子ども医療証（※）の新規発行時（子の出生時等）に啓発資材を同封して配布いただくもの

○使用する啓発資材

- ・啓発用パンフレット（1種）及びGE希望シール（5種）（前述のとおり。）

○配布部数

- ・同意を得られた各市町村に必要な部数を確認のうえ決定する。

福岡市子ども医療証

食料者番号	8	1	4	0	5	0	×	×
受給者番号	×	×	×	×	×	×	×	
住所								
姓								
氏名								
生年月日								
区分	有効期間			一部自己負担金				
3歳未満	年月日から 年月日まで			入院外 徴収しない 入院 徴収しない				
3歳以上 19歳未満	年月日から 年月日まで			入院外 月500円限度 入院 徴収しない				
上記金額を医療機関（薬局を除く）ごとに徴収してください。								
発行機関名 及び印	福岡県 福岡市●●区長							
交付年月日	令和6年1月1日							

子ども医療証の例（福岡市HPより）

※福岡県内各市町村が実施している子ども医療費支給事業において、全ての市町村が中学生以上までを助成対象としている